

子育て世帯を応援します！



西予市出産世帯応援事業

概 要	経済的理由で出産を諦めることがないように、育児に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦等を支援する。
対象世帯	令和6年4月1日以降に出生した乳児を養育していること 出生日が令和6年4月1日から令和7年3月31日の場合 →夫婦共に年齢が満35歳以下 出生日が令和7年4月1日以降の場合 →年齢制限なし
対象経費	●育児用品購入費（以下参照） ●時短・省エネ家電購入費（以下参照）
対象期間	母子健康手帳交付日から当該対象乳児が1歳に達する日の前日までの期間中に購入したもの
補助限度額	(1) 定額給付 10万円（上記対象世帯すべて） (2) 育児用品・家電購入費分 10万円（上記対象世帯かつ夫婦ともに35歳以下） ※前年度に補助金を受給した世帯は、補助限度額から前年度に受給した補助金を差し引いて得た金額を限度とする

【育児用品】

別表のとおり

【時短・省エネ家電】

(1) 時短家電購入費

別表のとおり

(2) 省エネ家電購入費

別表のとおり

○ 統一省エネラベル2つ星以上の製品

※資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載された製品に限る。

対象製品確認用二次元コード



(3) その他市長が適当と認めるもの

【提出書類】

- (1) 西予市出産世帯応援事業補助金交付申請書(兼請求書)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の原本（商品名、購入日等の記載があるもの。）
- (3) 製造番号（型番）が確認できる納品書・保証書やカタログなど
※時短・省エネ家電商品
- (4) 振込口座が確認できる申請者名義の預金通帳の写し
- (5) 母子手帳
- (6) その他市長が必要とみとめるもの
- (7) レシートが複数枚にわたる場合は、金額の一覧表を作成するなど、ご協力ください

◎ 領収書は原本の添付となります。

※ただし、特段の事情があつて原本を添付できない場合は、理由を記載のうえ
申出書を提出いただき、確認によりコピーでも可とします。

原則として領収書は返還できませんので、必要に応じ請求者で事前にコピーを
取ってください。



【申請期限】

令和8年2月27日（金）

※期限までに申請ができない場合はご相談ください

【問合せ先】

西予市福祉事務所子育て支援課 給付支援係 0894-62-6551

分類	品目	
時短家電	洗濯乾燥機	
	洗濯機	
	掃除機	
	ロボット掃除機	
	食器洗い乾燥機	
	調理家電	オーブンレンジ
		ホットプレート
		炊飯器
		電気圧力鍋
		電動ポット
		フードプロセッサー
	空気清浄機	
省エネ家電	冷蔵庫	
	エアコン	
	照明器具	
	温水機器（ガス）	
	温水機器（電気）	
育児用品 (5,000円以上)	チャイルドシート	
	ベビーカー（A型）	
	ベビーカー（B型）	
	抱っこ紐	
	ベビーベッド	
	ハイローチェア	
	バウンサー	
	ベビーサークル	
	電動鼻吸い器	
	おむつ専用ごみ箱	
	赤ちゃん見守りセンサー	
	メリージム	
	電動搾乳機	